人事異動

内閣

判事　福田　剛久

高等裁判所長官に任命する

（那覇地方裁判所判事）判事　阿部　正幸

簡易裁判所判事に兼ねて任命する

（那覇地方裁判所判事・那覇簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　鶴岡　稔彦

兼官を免ずる

沼田　行雄　草賀　純男

吉田　雅治　紀谷　昌彦

特命全権大使に任命する（各通）

加藤　元彦

特命全権公使に任命する（以上三月十八日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、三月二十三日バキスタン国の国祭日につき、同月二十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

産業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年３月24日に下記の日本工業規格を制定したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 27 年３月 24 日

国土交通大臣　太田　昭宏

記

制定された日本工業規格

下水道構造物のコンクリート腐食対策技術－第１部：基本概念	A7502－1
下水道構造物のコンクリート腐食対策技術－第２部：防食設計標準	A7502－2
下水道構造物のコンクリート腐食対策技術－第３部：防食施工標準	A7502－3

（内容省略）

備考　内容は、日本工業標準調査会ホームページ（http://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課においても閲覧に供する。

労働

争議行為の通知の公表について

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、マレーシア航空労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年４月１日以降、同組合の組合員が従事するマレーシア航空日本支社の全職場（千葉県、東京都及び大阪府）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年３月 24 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の４第１項の規定に基づき、日本赤十字労働組合から、賃金引上げ等の要求に関して、平成27年３月27日以降、同組合の組合員が従事する別表に掲げる全職場（茨城県、群馬県、埼玉県、神奈川県、新潟県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県、徳島県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県及び沖縄県）において、争議行為を行う旨の通知があったので、同条第４項の規定に基づき公表する。

平成 27 年３月 24 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表

茨城県	水戸赤十字病院、日本赤十字社茨城県支部乳児院、古河赤十字病院及び茨城県赤十字血液センター
群馬県	前橋赤十字病院
埼玉県	小川赤十字病院
神奈川県	横浜市立みなと赤十字病院、神奈川県赤十字血液センター及び神奈川県横浜赤十字血液センター
新潟県	長岡赤十字病院
長野県	長野県赤十字血液センター、長野県赤十字血液センター松本出張所及び長野県赤十字血液センター諏訪出張所
岐阜県	岐阜赤十字病院、高山赤十字病院及び岐阜県赤十字血液センター
静岡県	静岡赤十字病院、静岡県赤十字血液センター及び静岡県浜松赤十字血液センター
三重県	伊勢赤十字病院及び三重県赤十字血液センター
京都府	京都第一赤十字病院及び舞鶴赤十字病院
大阪府	大阪赤十字病院、大阪府赤十字血液センター、近畿ブロック血液センター、大阪府北大阪赤十字血液センター及び大阪府南大阪赤十字血液センター
兵庫県	神戸赤十字病院、柏原赤十字病院、姫路赤十字病院及び兵庫県災害医療センター
徳島県	徳島赤十字病院、徳島赤十字ひのみね総合療育センター、徳島県立徳島乳児院及び徳島県赤十字血液センター
愛媛県	松山赤十字病院及び愛媛県赤十字血液センター
福岡県	福岡赤十字病院、福岡県赤十字血液センター及び福岡県北九州赤十字血液センター
長崎県	長崎県赤十字血液センター
熊本県	熊本県赤十字血液センター
宮崎県	宮崎県赤十字血液センター
沖縄県	沖縄県赤十字血液センター

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、北海道労働局の関係事業主を代表する者須藤隆夫の辞任の申し出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第２項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成 27 年３月 24 日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

１　推薦資格　雇用保険の被保険者が加入している事業主団体であって、北海道労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書の正本及び副本に履歴書２部を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成27年４月７日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　北海道労働局職業安定部職業安定課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、下記の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及び当該所属団体における地位	略歴	備　考

（注）１　所属団体名及び当該所属団体における地位の欄には、被推薦者の所属する団体及び当該所属団体における地位（２以上ある場合は、その全部を列挙する。）を記入すること。

２　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

最低賃金の廃止決定に関する公示

富山労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第17条の規定に基づき、富山県洋紙、板紙、学用紙製品製造業最低賃金（平成元年富山労働基準局最低賃金公示第５号）を平成27年３月23日限り廃止する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 27 年３月 24 日

富山労働局長　吉田　研一

最低工賃の改正決定に関する公示

三重労働局最低工賃公示第１号

家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、三重県車両電気配線装置製造業最低工賃（平成20年三重労働局最低工賃公示第１号）の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第１項の規定により公示する。

平成 27 年３月 24 日

三重労働局長　川口　達三

三重県車両電気配線装置製造業最低工賃

１　適用する家内労働者　三重県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る業務に従事する家内労働者

２　適用する委託者　前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者